

第2号様式(1)-②

(単体発注・事後審査型)

那覇港管理組合一般競争入札公告第45号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という)第167条の5及び第167条の5の2の規定に基づき、制限付一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。

よって、施行令第167条の6及び那覇港管理組合契約規則(平成14年4月1日規則第13号。以下「契約規則」という)第13条の規定に基づき、次のとおり公告する。



令和6年10月17日

那覇港管理組合 管理者 玉城 康裕

1 入札に付する事項

(1)	件名	自動体外式除細動器(AED)機器一式およびAED収納BOX賃貸借契約
(2)	契約の内容	自動体外式除細動器(AED)機器一式(4台)およびAED収納BOX(4基)の賃貸借を行う。 詳細については、仕様書による。
(3)	履行場所	那覇港内4ヶ所
(4)	契約期間	契約締結日から令和11年12月31日まで
(5)	賃貸借期間	令和7年1月1日から令和11年12月31日まで
(6)	予定価格	公表しない。
(7)	最低制限価格	設定しない。
(8)	資格審査方法	事後審査型 ※本入札は、競争参加資格の審査を入札執行後に行う。
(9)	その他	本契約は「那覇港管理組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条約」第2条第1項第1号に基づく長期継続契約案件であり、次の条件を付す。 ア) 各年度における長期継続契約の経費の範囲内で契約を締結又は継続するものであること。 イ) 予算の減額又は削除による契約の変更又は解除の場合があること。

2 入札参加資格

次に定める要件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2)	入札公告の日から開札日までの間において、営業停止処分又は那覇港管理組合の指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない者であること。
(3)	会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。)ではないこと。
(4)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、那覇港管理組合発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
(5)	入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、那覇港管理組合競争契約入札心得第3条第2項の規定に抵触するものではない。 ア 資本関係 次のいずれかに該当する二者の場合。 (a) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合 (b) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合 イ 人的関係 次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(a)については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。 (a) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役 ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(5)	4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であつて、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
	(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 (c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合 ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
(6)	沖縄県内に本社（本店）または支社、支店、営業所等を有すること。
(7)	機器の故障等緊急時に、迅速に対応できること。

3 設計図書等の配布、質問及び回答

設計図書等の配布	期 間	自 令和6年10月17日（木） ～ 至 令和6年11月7日（木）
	配 布 方 法	那覇港管理組合ホームページにて配布する。
	配 布 場 所 ・ 問 い 合 わ せ 先	那覇港管理組合ホームページ（ https://nahaport.jp/ ） 那覇港管理組合 総務部 管理課 管理班 電話 098-862-2328
質問・回答期間等	入札・契約手続に 関 する こと	那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 総務部 管理課 管理班 電話 098-862-2328 FAX 098-862-4247
	提 出 期 間	自 令和6年10月18日（金） ～ 至 令和6年10月28日（月） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。
	提 出 場 所	上記に同じ。
	提 出 方 法	FAXで提出すること。（質問がない場合は提出不要）
	回 答 方 法	那覇港管理組合ホームページの当該入札公告ページに掲載
	回 答 期 間	回答日から 令和6年10月31日（木） まで 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から17時まで。

4 資格確認申請書等の提出

資格確認申請書	本競争の参加希望者は、次の書類を期限内に提出すること。 なお、期限までに資格確認申請書を提出しない者は、本競争に参加することができない。	
	提 出 書 類	一般競争入札参加資格確認申請書（第3号様式）
	提 出 期 間	自 令和6年10月17日（木） ～ 至 令和6年11月6日（水） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。
	提 出 場 所	那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 総務部 管理課 管理班 電話 098-862-2328 FAX 098-862-4247
	提 出 方 法	持参又は郵送（一般書留もしくは簡易書留）
	提 出 部 数	1部

5 同等品の確認方法・回答

同等品確認明細書	基準物品で入札に臨む場合を除き、仕様が確認できるカタログの写し等を添付の上 同等品確認明細書を期限内に提出すること。	
	提 出 書 類	同等品確認明細書（指定様式を使用すること。）
	提 出 期 間	自 令和6年10月17日（木） ～ 至 令和6年10月24日（木） 上記期間の土日及び祝日を除く毎日、9時から16時まで。
	提 出 場 所	那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 総務部 管理課 管理班 電話 098-862-2328 FAX 098-862-4247
	提 出 方 法	持参、郵送又はFAX ※FAXの場合、送信後は、管理課に電話連絡を入れること。
	提 出 部 数	1部
	回 答	令和6年10月28日（月）までに申請者に対し通知。

6 入札手続き等

入 札 期 日 等	入 札 方 法	本入札は、紙入札により実施する。 入札書は、あらかじめ指定する日に配達されるように（「配達日指定郵便」）、「一般書留」、「簡易書留」又は「配達時間帯指定郵便」のいずれかの方法により郵送すること。持参や普通郵便で提出された場合、無効とする。
	提 出 書 類	入札書（指定様式を使用すること。）

入札期日等	配達指定日 (入札日)	令和6年11月7日(木)
	宛先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 総務部 管理課 管理班 電話 098-862-2328
	入札書に記載する金額	ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数全額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 イ 入札金額は、AED機器一式及びAED収納BOX 4台合計の総額を記載すること。 ウ 入札金額は、長期継続契約期間(5年間)の総額(税抜き)を記載すること。
	入札に関する注意事項	ア 入札書のくじの数字(任意の数字3桁)は、同額くじ抽選が発生した場合に使用するため、必ず記入すること。 イ 配達指定日以外の日に届いた入札書は、受理しない。 ウ 入札書の日付は、開札日を記入すること。
入札の無効	本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。	
入札の辞退等	入札書の発送後、都合により入札を辞退する場合は、開札日の前日までに入札辞退届を提出すること。 また、本業務を執行することができなくなったときは、直ちに報告すること。当該報告がなく、本入札の手続きが落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。	
その他	ア 落札者がいない場合は開札後直ちに再度入札を行うので、再度入札にも参加する場合は、開札時点から立ち会うこと。初度の開札時に立ち会わない参加者は再度入札を辞退したものとみなし、再度入札への参加を認めない。 イ 代理人が再度入札する場合は、再度入札を行う際に委任状を提出すること。 ウ 委任状には、入札件名を記入すること。 エ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の再度入札参加者の代理をすることはできない。 オ 再度入札は、1回のみとする。 カ 再度入札参加者又は再度入札参加者の代理人は、入札書は再度入札に備え1部用意すること。 キ 基準物品以外の物で入札する場合は、必ず同等品申請を行い、本組合の事前承認を得ること。	

7 開札

開札日時	令和6年11月8日(金) 10時30分	※入札書の日付
開札場所	那覇港管理組合 2階大会議室 ※入札者は、開札に立ち会うことができる(再入札に参加する場合は、開札時点から立ち会うこと)。	

8 資格確認資料の提出と競争参加資格の審査

落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札者の決定を保留し、予定価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者(以下「落札候補者」という。)から順に競争参加資格の審査を行う。 なお、落札候補者は上位から順に3者(上位の者と同額の者が複数いる場合はこの限りではない。)を決定し資格確認を行うが、適格者が確認できた時点で、次順位以降のもの競争参加資格の審査は行わないものとする。	
競争参加資格の確認	競争参加資格の確認は、開札後、その結果は以下の日までに書面により通知する。 令和6年11月11日(月) (予定) なお、落札候補者について競争参加資格が確認され適格者であることが確認できた場合は、落札者決定通知をもって資格確認結果の通知に代えるものとする。	
落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が競争参加資格を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、那覇港管理組合ホームページの当該入札公告ページに掲載する。	
競争参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	提出期限	競争参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して5日以内(休日を除く)とする。
	提出先	那覇港管理組合 総務部 管理課 管理班
	提出方法	書面(様式自由)を持参すること。郵送又は電送(メールやFAX)によるものは受け付けない。

本 資 料 の 取 扱 い	<p>ア 資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。</p> <p>イ 契約担当者は、提出された資格確認申請書等について、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された資格確認申請書等は、返却しない。</p> <p>エ 提出期限内に限り、資格確認申請書等の修正、差し替え、追加、再提出を認める。</p> <p>オ 提出期限を過ぎた場合、資格確認申請書等は受け付けない。</p> <p>カ 資格確認申請書等の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は競争参加資格無しとなり、落札者となることはできない。</p> <p>キ 資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>
---------------------------------	---

9 入札保証金及び契約保証金

入 札 保 証 金	<p>入札保証金の金額等は、現金又は管理者が確実と認める有価証券等をもって見積る契約金額の100分の5以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。</p> <p>なお、次の者は入札に関する条件に違反した者として、その入札を無効とする。</p> <p>(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる上記ア、イのいずれかに係る書類の提出のない者</p> <p>(2) 入札保証金の金額等が上記の条件に満たない場合</p> <p>(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合</p> <p>また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</p> <p>※ 入札保証金を免除した落札者が契約を結ばない場合、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を那覇港管理組合に納付しなければならない。</p> <p>※イにより入札保証金の免除を受ける場合は、様式「地方公共団体等契約状況確認」を提出すること。</p>		
	提 出 期 限	令和6年11月6日(水) 17:00 まで	
	提 出 先	〒900-0035 那覇市通堂町2番1号 2階 那覇港管理組合 総務部 管理課 管理班 電話番号 098-862-2328	
	入 札 保 証 金 (現 金 納 付)	提 出 方 法	ア 「入札保証金納付書発行依頼書」を持参すること。 ※要事前連絡 イ 組合が発行する納入通知書により金融機関で保証金を納付し、領収書(写)を上記期限までに提出すること。
	入札保証保険証券・入札保証書・地方公共団体等契約状況確認資料	提 出 方 法	持参又は郵送(配達を確認できる方法にて送付すること)
	有 価 証 券 等	保 險 期 間	入札日から2か月とする。
契 約 保 証 金	<p>契約を結ぼうとする者は、那覇港管理組合契約規則第4条の定めるところにより、契約金額の100分の10以上を納付するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。</p> <p>イ 過去2か年の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約(AED等賃貸借)を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者。</p>		

10 その他の事項

契 約 締 結 時 期	本件に係る契約は、落札者の決定後、7日以内に締結する。ただし、管理者が特に指示したときはこの限りではない。
入 札 参 加 者 等 の 遵 守 事 項	入札参加者は、那覇港管理組合競争入札心得、仕様書等を熟読し、これを遵守すること。